

喜多方市街なみ環境整備補助金（屋外広告物の撤去・修景）

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）内において、屋外広告物を掲出している方が対象となる補助金です。令和4年4月より、伝建地区内の屋外広告物の掲出許可基準が変更となったことに伴い、不適格となる屋外広告物の撤去や、基準内の規格へ改修する事業などに利用できます。ぜひご活用いただき、伝建地区の良好な景観形成の促進にご協力をお願いします。



●補助の対象

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第9条の規定に基づき、伝建地区内における屋外広告物（既存不適格）の撤去・修景等に係る経費を補助対象経費とします。

なお、補助は1つの屋外広告物（掲出地）につき1回に限り、事業経費から国県等の補助金等を除いたものが補助対象経費となります。

- (1) 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存活用計画の許可基準に基づく修景に係る経費
屋外広告物の撤去・修景・・・補助率：1/2以内 補助限度額：50万円以内

●事業計画から補助金交付までのながれ

 は申請者（事業者）が行う内容、【】 は市が行う内容です。

◇工事に着手する前に◇

1 事前協議及び現状変更許可の申請

(1) 事前協議

事業の計画等について、市の窓口（都市整備課 都市計画係）へご相談ください。事前に協議事項等について確認を行います。

※ 事前協議書の提出をお願いします。

(2) 現状変更許可の申請

都市整備課へ「現状変更行為許可申請書」を提出

- 添付書類
- ① 位置図
 - ② 理由書
 - ③ 設計図書
 - ア 平面図（全体図及び補助対象箇所図）
 - イ 配置図
 - ウ 立面図
 - ④ 工事見積書の写し
 - ⑤ 工事着工前写真

(3) 【審査】→【現状変更許可の決定】

市（文化課）は事業者に対し「現状変更行為許可決定通知書（様式第2号）」を交付します。



2 補助金の交付申請

(1) 交付申請

都市整備課へ「喜多方市街なみ環境整備補助金交付申請書（様式第1号）」を提出
添付書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 工程表
- ④ 位置図、配置図、平面図、立面図
- ⑤ 補助対象経費の明細書及び見積書の写し
- ⑥ 施工予定箇所の写真
- ⑦ 屋外広告物の所有者等の全員の市税の完納証明書
（発行後、1か月以内のもの）
- ⑧ 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条に基づく現
状変更行為許可決定通知書の写し
- ⑨ 誓約書（様式第9号）
- ⑩ 本人確認のための書類（免許証等）、口座情報（預金通帳の写し）
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

(2) 【審査】→【交付決定】

市（都市整備課）は申請者に対し、「補助金交付指令書（様式第2号）」を交付します。

※ 補助金交付指令書を受領した日から10日以内であれば、申請を取り下げることが
できます。

3 事業の実施

(1) 事業の着工

都市整備課へ「工事着工届」の提出

※ 事業実施の内容に変更が生じた場合は、必ず都市整備課へご相談ください。

(2) 事業の完了

都市整備課へ「工事完了届」の提出

※ 事業が完了しましたら、速やかに都市整備課へご連絡ください。完了の確認検査
を行います。

◇工事が完了してから◇

4 補助金請求及び交付等

(1) 実績報告

都市整備課へ「喜多方市街なみ環境整備補助金実績報告書（様式第6号）」を提出
添付書類

- ① 事業実績書
 - ② 収支決算書
 - ③ 工事費等の内訳書、請求書、領収書の写し
 - ④ 事業の成果を証する写真等
 - ⑤ 補助金交付決定の通知の写し
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類
- ※ 現状変更許可完了の届出が別途必要となります。



(2) 補助金の請求

都市整備課へ「喜多方市街なみ環境整備補助金交付請求書（様式第7号）」を提出

(3) 補助金の受領

- ※ 請求より2週間ほどで申請者の預金口座へ振込みとなります。
- ※ 補助金の収支状況を記載した会計帳簿やその他の書類は、事業完了した年度の翌年度から5年間の保存が必要です。
- ※ 補助を受けた物件の改修、処分は一定期間できません。改修等の必要が生じた場合は都市整備課へご相談ください。

【参考】

小田付地区屋外広告物指導基準（※広告物の種類による個別基準もあり）

位置	保存地区の伝統的建造物よりも目立つことのない位置に設置し、できる限り道路からも後退させるよう努めること。
高さ	地上から広告物の上端までの高さ（以下「地上高」という。）が当該広告物を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さ（二以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。）の5分の6以内であること。
規模	設置する広告物の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。ただし、広告物が伝統的建造物の外観の一部を構成するものと認められたときは、上記に定める表示面積に算定しない。
形状	保存地区の町並みに配慮し、奇抜な形状のものは避けるようにすること。
意匠	保存地区の町並みに調和する和風の落ち着いたものを基本とすること。
素材	広告物の表示面の素材は、保存地区の町並みに調和する木材、石材、和紙、布等の和風素材又は類似の質感を持つものを使用するのが望ましい。
色彩	表示面積の2分の1を超えてマンセル値（表色系）の彩度（以下「彩度」という。）が8を超える色彩を使用しないこと。
その他	電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）、光源が点滅するもの及びネオンサインを有しないこと。



お問合せ

喜多方市 建設部 都市整備課 都市計画係

TEL24-5241 FAX24-5289

E-mail toshiseibi@city.kitakata.fukushima.jp

